

令和3年第2回岐阜県議会定例会提出予定議案の概要（条例その他）

（令和3年2月18日）

議第30号 岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例
について

[担当課：人事課]

1 岐阜県職員定数条例の一部改正
県職員の定数を次のとおり変更する。

区 分	変 更 前		変 更 後		
	定 数	備 考	定 数	備 考	
知事の事務部局（美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建築部）を除く。）	4,250人		4,298人		+48
美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー	172人	うち、教員は、45人とする。	173人	うち、教員は、45人とする。	+1
企業会計職員(都市建築部)	67人		67人		±0
議会の事務部局	29人		29人		±0
選挙管理委員会の事務部局	5人		5人		±0
監査委員の事務部局	20人		20人		±0
人事委員会の事務部局	12人		12人		±0
労働委員会の事務部局	8人		8人		±0
教育委員会の事務部局	266人		272人		+6
学校	5,569人	うち、教員は、4,784人とする。	5,490人	うち、教員は、4,704人とする。	▲79
警察	3,951人	うち、警察官は、3,527人（警視121人、警部256人、警部補及び巡査部長2,067人、巡査1,083人）とする。	3,954人	うち、警察官は、3,527人（警視121人、警部256人、警部補及び巡査部長2,067人、巡査1,083人）とする。	+3
合計	14,349人		14,328人		▲21

- 2 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正
市町村立学校職員の定数を次のとおり変更する。

区 分	変 更 前		変 更 後		
	定 数	備 考	定 数	備 考	
小学校、中学校及び義務教育学校	11,687人	うち、教員は、11,092人とする。	11,796人	うち、教員は、11,193人とする。	+109
特別支援学校	127人	うち、教員は、120人とする。	129人	うち、教員は、122人とする。	+2
定時制高等学校	31人		31人		±0
合計	11,845人		11,956人		+111

(令和3年4月1日から施行)

議第 3 1 号 岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：税務課]

県内の企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例について、その適用期間を 3 年延長する。

対 象	軽 減 税 率
航空宇宙、新エネルギー関連、医薬品関連など将来において成長が期待される産業又は経済変動に強い産業に関連する事業を行う法人が、令和 6 年 3 月 3 1 日（延長後）までにその事業の用に供する不動産を取得した場合（※）	【家屋】 1. 3 3 3 %（通常 4 %） 【土地】 1 %（通常 3 %）

※ 岐阜県企業立地促進事業補助金の交付決定を受けているなど、一定の要件を満たす必要あり。

（令和 3 年 4 月 1 日から施行）

議第 3 2 号 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：市町村課]

- 1 次の事務について市町村への権限移譲を行う。（3 法令 1 5 項目）
 - (1) 商工・産業関係：中小小売商業振興法 8 項目の事務
 - (2) 環境・生活関係：地球温暖化対策の推進に関する法律 1 項目の事務
 - (3) 教育関係：岐阜県文化財保護条例 6 項目の事務
- 2 その他所要の規定の整理を行う。

（令和 3 年 4 月 1 日から施行）

議第 3 3 号 岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例について

[担当課：地域スポーツ課]

- 1 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会のホストタウン及び事前キャンプ地において選手等の受入れのために行う新型コロナウイルス感染症対策に関する事業に要する資金に充てるため、岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置する。
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。
- 3 その他岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金に関し必要な事項について定める。

（公布の日から施行）

議第34号 岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部を改正する条例について

[担当課：環境管理課]

- 1 地球温暖化対策を更に推進するため、次のとおり規定する。
 - (1) 県は、自らの事務及び事業に関し、地球温暖化対策に関する計画を定めるとともに、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を率先して講ずる。
 - (2) 県は、特定事業者（※）に対して作成及び提出を義務付けている温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出削減計画実績報告書に係る評価及び評価結果の公表制度を創設する。
 - ※ 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者
 - (3) 県は、事業者に対し地球温暖化対策を促進するための技術的助言等の支援を行うに当たっては、特定事業者以外の事業者特に配慮するものとする。
 - (4) 事業者、県民及び市町村は、温室効果ガスの排出を抑制するため、地域資源を生かして創出した再生可能エネルギー（※）を当該地域において効率的に利用するよう努めるものとする。
 - ※ 太陽光、太陽熱、風力、バイオマス、水力、地熱 等
- 2 気候変動適応を推進するため、次のとおり規定する。
 - (1) 条例の目的に「気候変動影響（※1）による被害の防止、軽減等を図るための基本的事項を定めることにより、気候変動適応（※2）の推進を図ること」を追加するとともに、条例の題名を「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」に改める。
 - ※1 気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響
 - ※2 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ること
 - (2) 気候変動適応について、県、事業者、県民及び観光旅行者等の責務を規定する。
 - (3) 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画に「気候変動適応に関する施策に関する事項」を追加する。
 - (4) 県は、気候変動適応に関する施策を地域の特性を踏まえ推進するものとする。
- 3 1及び2に伴い、岐阜県事務処理の特例に関する条例について、所要の規定の整理を行う。

(公布の日から施行)

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、次のように定める。

- 1 基本理念を次のとおり規定する。
 - (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
 - (2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
 - (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。
 - (4) 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援について、県、県民、事業者及び民間支援団体の責務並びに市町村との連携協力を規定する。
- 3 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する計画を定めるものとする。
- 4 県は、広域的な犯罪被害者等の支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係団体と連携し、及び協力して、必要な犯罪被害者等の支援を実施するものとする。
- 5 犯罪被害者等の支援のための基本的な施策について規定する。
 - (1) 日常生活等の支援に関する施策
 - (2) 犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするための施策
 - (3) 再被害及び二次的被害の防止のための施策
 - (4) 県民の理解を増進するための施策
 - (5) 民間支援団体に対する支援のための施策
 - (6) 犯罪被害者等の支援を担う者を育成するための施策
- 6 岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例について、所要の規定の整理を行う。

(令和 3 年 4 月 1 日から施行)

議第 36 号 岐阜県特定非営利活動促進法施行条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：県民生活課]

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、次の 2 条例について所要の規定の整理を行う。

- 1 岐阜県特定非営利活動促進法施行条例
- 2 岐阜県事務処理の特例に関する条例

(令和 3 年 6 月 9 日から施行)

議第 37 号 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：健康福祉政策課]

1 食品衛生法等の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備等を行う。

[担当課：生活衛生課]

- (1) 営業許可が必要な業種（以下「営業許可業種」という。）の新設に伴い、飲食店営業等許可申請手数料として次の区分に係る手数料を新たに徴収する。

区 分		手数料の額 (1件につき)
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	新規許可	9,600円
	継続許可	7,680円
水産製品製造業	新規許可	16,000円
	継続許可	12,800円
液卵製造業	新規許可	21,000円
	継続許可	16,800円
複合型そうざい製造業	新規許可	28,000円
	継続許可	22,400円
冷凍食品製造業	新規許可	21,000円
	継続許可	16,800円
複合型冷凍食品製造業	新規許可	28,000円
	継続許可	22,400円
漬物製造業	新規許可	10,000円
	継続許可	8,000円
密封包装食品製造業	新規許可	16,000円
	継続許可	12,800円
食品の小分け業	新規許可	10,000円
	継続許可	8,000円

- (2) 食品衛生法施行規則に規定するふぐ処理者の認定等に関する事務に係る次の手数料を新たに徴収する。

手数料の名称	単位	手数料の額
ふぐ処理者認定申請手数料	1件につき	4,500円
ふぐ処理者試験手数料	1人につき	12,000円
ふぐ処理者認定証書換交付手数料	1通につき	2,100円
ふぐ処理者認定証再交付手数料	1通につき	2,600円

- (3) 継続許可の場合における飲食店営業等許可申請手数料の額を次のとおり改定する。

区 分	手数料の額（1件につき）	
	改 定 前	改 定 後
食肉販売業	4,800円	7,680円
魚介類競り売り営業	10,500円	16,800円
集乳業	4,800円	7,680円
乳処理業	10,500円	16,800円
特別牛乳搾取処理業	10,500円	16,800円
食肉処理業	10,500円	16,800円
放射線照射業	10,500円	16,800円
アイスクリーム類製造業	7,000円	11,200円
乳製品製造業	10,500円	16,800円
清涼飲料水製造業	10,500円	16,800円
食肉製品製造業	10,500円	16,800円
氷雪製造業	10,500円	16,800円
酒類製造業	8,000円	12,800円
豆腐製造業	7,000円	11,200円
納豆製造業	7,000円	11,200円
麺類製造業	7,000円	11,200円
そうざい製造業	10,500円	16,800円
添加物製造業	10,500円	16,800円

- (4) 営業許可業種の統合に伴い、次のとおり飲食店営業等許可申請手数料の区分を変更した上、額を改定する。

改 定 前			改 定 後		
区 分		手数料の額 (1件につき)	区 分		手数料の額 (1件につき)
飲食店 営業	新規許可	16,000円	飲食店 営業	新規許可	16,000円
	継続許可	8,000円		継続許可	12,800円
	季節的に 期間を定 めて営業 する場合	4,000円		短期に営 業する場 合	4,000円
	臨時に営 業する場 合	2,000円		臨時に営 業する場 合	2,000円
喫茶店 営業	新規許可	9,600円			
	継続許可	4,800円			
	季節的に 期間を定 めて営業 する場合	2,400円			
	臨時に営 業する場 合	1,200円			
菓子製 造業	新規許可	14,000円	菓子製 造業	新規許可	14,000円
	継続許可	7,000円		継続許可	11,200円
	季節的に 期間を定 めて営業 する場合	3,500円		短期に営 業する場 合	3,500円
	臨時に営 業する場 合	1,800円			
あん類 製造業	新規許可	14,000円			
	継続許可	7,000円			
食用油 脂製造	新規許可	21,000円	食用油 脂製造	新規許可	21,000円

業	継続許可	10,500円	業	継続許可	16,800円
マーガリン又はショートニング製造業	新規許可	21,000円			
	継続許可	10,500円			
みそ製造業	新規許可	16,000円	みそ又はしょうゆ製造業	新規許可	16,000円
	継続許可	8,000円		継続許可	12,800円
しょうゆ製造業	新規許可	16,000円			
	継続許可	8,000円			

(5) 飲食店営業等許可証明書交付手数料について、営業の届出を行った旨の証明書の交付を対象に加え、手数料の名称を飲食店営業等許可等証明書交付手数料に改める。

(6) 廃止された次の営業許可業種に係る飲食店営業等許可申請手数料を廃止する。

- ア 乳類販売業
- イ 魚肉練り製品製造業
- ウ 食品の冷凍又は冷蔵業
- エ 乳酸菌飲料製造業
- オ 冰雪販売業
- カ ソース類製造業
- キ 缶詰又は瓶詰食品製造業

(7) その他所要の規定の整理を行う。

2 魚介類販売業に係る飲食店営業等許可申請手数料について、次のとおり区分を変更した上、額を改定する。

[担当課：生活衛生課]

改 定 前		改 定 後	
区 分	手数料の額 (1件につき)	区 分	手数料の額 (1件につき)
新規許可	9,600円	新規許可	9,600円
継続許可	4,800円	継続許可	7,680円
		短期に営業する場合	2,400円

- 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行う。

[担当課：薬務水道課]

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務に係る次の手数料を新たに徴収する。

手数料の名称	区 分	単 位	手数料の額
地域連携薬局等認定申請手数料		1件につき	11,000円
地域連携薬局等認定更新申請手数料		1件につき	11,000円
医薬品等特定保管製造所登録申請手数料	医薬品	1件につき	29,400円
	医薬部外品	1件につき	29,400円
	化粧品	1件につき	29,400円
医薬品等特定保管製造所登録更新申請手数料	医薬品	1件につき	20,200円
	医薬部外品	1件につき	20,200円
	化粧品	1件につき	20,200円
医薬品等区分適合性確認申請手数料	無菌等製造工程区分	1件につき	105,000円に、当該確認に係る1製造販売業者ごとに10,000円を、1品目ごとに2,700円を加えた額
	一般製造工程区分	1件につき	62,700円に、当該確認に係る1製造販売業者ごとに10,000円を、1品目ごとに2,000円を加えた額
	保管等製造工程区分	1件につき	28,100円に、当該確認に係る1製造販売業者ごとに10,000円を、1品目ごとに1,200円を加えた額

- (2) 医薬品等適合性調査手数料について、変更計画に基づき製造販売の承認事項の変更を行う医薬品等の製造所における品質管理等の基準適合性の確認の申請に対する審査を対象に加え、手数料の名称を医薬品等適合性調査等手数料に改める。
- (3) 薬局開設許可証等書換え交付手数料及び薬局開設許可証等再交付手数料について、(1)の認定、登録又は確認に係る認定証等の書換え交付又は再交付を対象に加える。
- (4) その他所要の規定の整理を行う。
- 4 保健所及び保健環境研究所において行う衛生試験等に関する事務に係る手数料の額を次のとおり改定する。

[担当課：感染症対策推進課・薬務水道課]

手数料の名称	区分		単位	手数料の額 (円)	
				改定前	改定後
免疫学的検査実施手数料	免疫血液学的検査	A B O 血液型	1 検体につき	1 8 0	2 1 0
		R h 血液型	1 検体につき	1 8 0	2 1 0
	梅毒血清反応検査 (トレポネーマ抗原使用検査)	F T A—A B S 試験	1 検体につき	1, 2 8 0	1, 2 1 0
	感染症血清反応検査	つつが虫抗体価	1 株につき	1, 8 7 0	1, 8 2 0
	肝炎ウイルス関連検査	H C V 抗体価	1 検体につき	1, 0 0 0	9 5 0
微生物学的検査実施手数料	細菌培養同定検査	血液又はせん刺液	1 検体につき	1, 8 5 0	1, 8 9 0
	抗酸菌分離培養検査		1 検体につき	1, 8 5 0	1, 7 9 0
	抗酸菌同定検査	ナイアシンテスト以外のもの	1 検体につき	3, 2 6 0	3, 1 7 0

(1及び2は令和3年6月1日から、3は令和3年8月1日から、4は令和3年4月1日から施行)

議第 38 号 岐阜県感染症対策基本条例等の一部を改正する条例について

[担当課：感染症対策調整課]

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、次の 3 条例について
所要の規定の整理を行う。

- 1 岐阜県感染症対策基本条例
- 2 岐阜県税条例
- 3 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(公布の日から施行)

議第 39 号 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：生活衛生課]

- 1 犬又は猫の多頭飼養について、次のとおり規定の整備を行う。
 - (1) 犬又は猫を多頭飼養する者(※)に対し、次のとおり届出を義務付ける。

※ 飼養施設において飼養する犬及び猫(いずれも生後90日以下のものを除く。)の合計数が10以上である者(第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者等を除く。)

ア 届出期限 飼養する犬及び猫の合計数が10以上となった日から30日以内

イ 届出事項 飼養する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、飼養施設の所在地、飼養する犬又は猫の数、性別及び不妊手術又は去勢手術の実施数、飼養施設の構造並びに飼養の方法
 - (2) 知事は、(1)の届出をした者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。
 - (3) 次に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

ア 多頭飼養の届出若しくはその変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

イ 多頭飼養の廃止等の届出をする場合において虚偽の届出をした者
- 2 猫の飼い主の遵守事項(努力義務)に、国の基準に準じて、「屋内で飼養すること」を追加する。
- 3 1(1)(2)に伴い、届出の受付事務及び助言又は指導事務を岐阜市に移譲する(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)。
- 4 その他所要の規定の整理を行う。

(令和3年7月1日から施行)

議第40号 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

[担当課：高齢福祉課]

介護保険に係る各種の施設・サービスの基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、次の9条例について、同令の改正内容に準じた改正を行う。

- 1 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 5 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 6 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 7 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 8 岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 9 岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

【主な内容】

- 感染症又は非常災害の発生時に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定並びに研修及び訓練の実施を義務付ける。
- 感染症の予防及びまん延の防止のため、対策検討委員会の開催、指針の整備並びに研修及び訓練の実施を義務付ける。
- 利用者への虐待防止のため、対策検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び虐待防止対策の担当者の設置を義務付ける。
- 従業者の就業環境が害されることを防止するため、適切なハラスメント対策を義務付ける。

(令和3年4月1日から施行)

議第 4 1 号 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

[担当課：障害福祉課]

障害児及び障害者に係る各種の施設・サービスの基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、次の 9 条例について、同令の改正内容に準じた改正を行う。

- 1 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 2 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 3 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 5 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 6 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 7 岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 8 岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 9 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

【主な内容】

- 感染症又は非常災害の発生時に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定並びに研修及び訓練の実施を義務付ける。
- 感染症の予防及びまん延の防止のため、対策検討委員会の開催、指針の整備並びに研修及び訓練の実施を義務付ける。
- 利用者への虐待防止のため、対策検討委員会の開催、研修の実施及び虐待防止対策の担当者の設置を義務付ける。
- 利用者の身体的拘束等の適正化のため、対策検討委員会の開催、指針の整備及び研修の実施を義務付ける。
- 従業者の就業環境が害されることを防止するため、適切なハラスメント対策を義務付ける。
- 医療的ケアを必要とする障害児が利用する放課後等デイサービス等の通所サービスの事業所には、原則として看護職員を置かなければならないこととする。

(令和 3 年 4 月 1 日から施行)

議第 4 2 号 岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

[担当課：労働雇用課]

職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、高度職業訓練（専門課程）における職業訓練指導員の資格の一部を厚生労働省令の基準どおり次のとおり見直す。

改正前	改正後
高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの	高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
5年以上の実務経験を有する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの	(削除)

(令和3年4月1日から施行)

議第43号 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：産業技術課]

県の試験研究機関において行う工業試験等に関する事務に係る手数料について、次のとおり規定の整備を行う。

1 新たに実施する次の区分に掲げる試験の手数料を新たに徴収する。

手数料の名称	区 分		手数料の額 (1件につき)
食品試験手数料	香気成分分析	定性分析	15,400円
		定量分析	16,430円に1成分増すごとに600円を加えた額
窯業試験手数料	食器の退色度	業務用食器洗浄機対応	8,280円
		家庭用食器洗浄機対応	12,550円
	レーザー顕微鏡観察	三次元観察（1か所1枚の写真撮影を含む。）	4,370円
		表面観察（1か所1枚の写真撮影を含む。）	3,440円
機械・金属試験手数料	マイクロエクス線CT		19,580円
電気試験手数料	電源高調波試験		3,720円
	樹脂粉末三次元造形		46,660円に体積が100mlを超えて10ml又は10mlに満たない端数を増すごとに2,620円を加えた額

2 熱伝導率に係る一般理化学試験手数料について、次のとおり区分を変更した上、額を改定する。

改 定 前		改 定 後		
区 分	手数料の額 (1件につき)	区 分		手数料の額 (1件につき)
熱伝導率	4,570円	熱伝導率	常温	4,570円
			高温	7,820円

- 3 エックス線CT及び原子間力顕微鏡に係るぎふ技術革新センター試験手数料を廃止する。

(令和3年4月1日から施行)

議第 4 4 号 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：農地整備課]

1 かんがい排水事業について、次のように改定する。

(1) 一般型事業（施設機能障害対策に係るものを除く。）の分担金の額を引き下げる。

【改定前】 事業費の 100 分の 25

【改定後】 事業費の 100 分の 21

(2) 保全合理化型事業（施設整備事業に限る。）の分担金について、次のとおり区分を変更した上、額を改定する。

改 定 前		改 定 後	
区 分	分担金の額 (事業費に対する割合)	区 分	分担金の額 (事業費に対する割合)
施設整備事業	100 分の 22.5	農地集積促進施設整備及び高収益作物導入促進施設整備事業	100 分の 22.5
急傾斜地帯又は中山間地域で行うもの	100 分の 17.5	急傾斜地帯又は中山間地域で行うもの	100 分の 17.5
		安全施設整備事業	100 分の 18
		中山間地域で行うもの	100 分の 13
		その他の施設整備事業	100 分の 19
		急傾斜地帯又は中山間地域で行うもの	100 分の 15

2 特別耐震対策として行うため池等整備事業に係る分担金の特例を廃止する。

3 その他所要の規定の整理を行う。

(令和 3 年 4 月 1 日から施行)

議第 4 5 号 岐阜県森林整備担い手対策基金条例を廃止する条例について

[担当課：森林整備課]

岐阜県森林整備担い手対策基金（※）を廃止する。

※ 林業従事者の技術及び技能の向上並びに労働安全衛生及び福利厚生の実、林業労働力の確保の促進等森林整備の担い手対策に関する事業費に充てるためのもの

(令和 3 年 3 月 3 1 日から施行)

議第 4 6 号 岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

[担当課：道路建設課]

1 道路構造令の一部改正に伴い、県道の構造の技術的基準について、次のとおり規定の整備を行う。

(1) 自動運転車の安全な運行のため必要がある場合は、自動運行補助施設（※）を設置するものとする。

※ 自動運転車の運行を補助するための磁気マーカー等

(2) 歩行者利便増進道路（※）の構造の基準は、次のとおりとする。

※ にぎわいのある歩行者中心の道路空間を構築するため知事又は市町村長が指定する道路

ア 歩行者の滞留の用に供する部分を設けること。

イ 必要に応じ、歩行者利便増進施設等（※）を設置する場所を確保すること。

※ ベンチ、サイクルポート、食事施設等

ウ バリアフリー基準に適合すること。

2 その他所要の規定の整理を行う。

(1 は公布の日から、2 は令和 3 年 4 月 1 日から施行)

議第 4 7 号 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：建築指導課]

- 1 複数の建築物の連携（※）により省エネ性能を向上させる計画の認定を受けた「他の建築物」に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額を次のとおり定める。

※ 1つの建築物に省エネ性能の高い大規模な熱源機器等（ボイラー、ヒートポンプ等）を設置し、当該建築物から「他の建築物」に熱等を供給することにより、全体として高い省エネ性能を確保すること。

区 分		手 数 料 の 額（1件につき）	
		計 画 作 成 時	計 画 変 更 時
床 面 積 (㎡)	300以下	10,000円	6,000円
	300超1,000以下	18,000円	10,000円
	1,000超2,000以下	29,000円	17,000円
	2,000超5,000以下	85,000円	51,000円
	5,000超10,000以下	135,000円	81,000円
	10,000超25,000以下	170,000円	102,000円
	25,000超	213,000円	128,000円

2 次の手数料の床面積の区分を変更（※）した上、額を改定する。

※ 床面積「300㎡超2,000㎡以下」の区分を「300㎡超1,000㎡以下」及び「1,000㎡超2,000㎡以下」の区分に細分化

(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、性能向上計画認定申請手数料及び性能表示認定申請手数料

ア 基準に適合することを証する書面を添付する場合

区 分	変 更 前		変 更 後	
	床面積 (㎡)	手数料の額 (1件につき)	床面積 (㎡)	手数料の額 (1件につき)
共同住宅の 共用部分	300超 2,000以下	29,000円	300超 1,000以下	18,000円
			1,000超 2,000以下	29,000円
住宅以外の 建築物	300超 2,000以下	29,000円	300超 1,000以下	18,000円
			1,000超 2,000以下	29,000円

イ 知事が直接審査する場合

区 分	変 更 前		変 更 後	
	床面積 (㎡)	手数料の額 (1件につき)	床面積 (㎡)	手数料の額 (1件につき)
共同住宅の 共用部分	300超 2,000以下	191,000円	300超 1,000以下	146,000円
			1,000超 2,000以下	191,000円
住宅以外の 建築物（簡 易な計算方 法による審 査）	300超 2,000以下	154,000円	300超 1,000以下	117,000円
			1,000超 2,000以下	154,000円
住宅以外の 建築物（簡 易な計算方 法によらな い審査）	300以下	256,000円	300以下	242,000円
	300超 2,000以下	407,000円	300超 1,000以下	303,000円
			1,000超 2,000以下	391,000円

	2,000超 5,000以下	580,000円	2,000超 5,000以下	558,000円
	5,000超 10,000以下	711,000円	5,000超 10,000以下	687,000円
	10,000超 25,000以下	838,000円	10,000超 25,000以下	812,000円
	25,000超	956,000円	25,000超	926,000円

(2) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料及び性能向上計画変更認定申請手数料

ア 基準に適合することを証する書面を添付する場合

区分	変更前		変更後	
	床面積 (㎡)	手数料の額 (1件につき)	床面積 (㎡)	手数料の額 (1件につき)
共同住宅の 共用部分	300超 2,000以下	17,000円	300超 1,000以下	10,000円
			1,000超 2,000以下	17,000円
住宅以外の 建築物	300超 2,000以下	17,000円	300超 1,000以下	10,000円
			1,000超 2,000以下	17,000円

イ 知事が直接審査する場合

区分	変更前		変更後	
	床面積 (㎡)	手数料の額 (1件につき)	床面積 (㎡)	手数料の額 (1件につき)
共同住宅の 共用部分	300超 2,000以下	98,000円	300超 1,000以下	74,000円
			1,000超 2,000以下	98,000円
住宅以外の 建築物（簡 易な計算方 法による審 査）	300超 2,000以下	80,000円	300超 1,000以下	60,000円
			1,000超 2,000以下	80,000円

住宅以外の建築物（簡易な計算方法によらない審査）	300以下	1 2 9, 0 0 0 円	300以下	1 2 2, 0 0 0 円
	300超 2,000以下	2 0 7, 0 0 0 円	300超 1,000以下	1 5 3, 0 0 0 円
			1,000超 2,000以下	1 9 9, 0 0 0 円
	2,000超 5,000以下	2 9 8, 0 0 0 円	2,000超 5,000以下	2 8 7, 0 0 0 円
	5,000超 10,000以下	3 6 9, 0 0 0 円	5,000超 10,000以下	3 5 7, 0 0 0 円
	10,000超 25,000以下	4 3 6, 0 0 0 円	10,000超 25,000以下	4 2 3, 0 0 0 円
	25,000超	5 0 0, 0 0 0 円	25,000超	4 8 5, 0 0 0 円

(3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
ア 計画作成時

区 分	変 更 前		変 更 後	
	床面積 (㎡)	手数料の額 (1件につき)	床面積 (㎡)	手数料の額 (1件につき)
工場等以外 (簡易な計算方法による審査)	300超 2,000以下	1 5 4, 0 0 0 円	300超 1,000以下	1 1 7, 0 0 0 円
			1,000超 2,000以下	1 5 4, 0 0 0 円
工場等以外 (簡易な計算方法によらない審査)	300以下	2 5 6, 0 0 0 円	300以下	2 4 2, 0 0 0 円
	300超 2,000以下	4 0 7, 0 0 0 円	300超 1,000以下	3 0 3, 0 0 0 円
			1,000超 2,000以下	3 9 1, 0 0 0 円
	2,000超 5,000以下	5 8 0, 0 0 0 円	2,000超 5,000以下	5 5 8, 0 0 0 円
	5,000超 10,000以下	7 1 1, 0 0 0 円	5,000超 10,000以下	6 8 7, 0 0 0 円
	10,000超 25,000以下	8 3 8, 0 0 0 円	10,000超 25,000以下	8 1 2, 0 0 0 円
	25,000超	9 5 6, 0 0 0 円	25,000超	9 2 6, 0 0 0 円

工場等	300超 2,000以下	40,000円	300超 1,000以下	28,000円
			1,000超 2,000以下	40,000円

イ 計画変更時

区 分	変 更 前		変 更 後	
	床面積 (㎡)	手数料の額 (1件につき)	床面積 (㎡)	手数料の額 (1件につき)
工場等以外 (簡易な計 算方法によ る審査)	300超 2,000以下	80,000円	300超 1,000以下	60,000円
			1,000超 2,000以下	80,000円
工場等以外 (簡易な計 算方法によ らない審 査)	300以下	129,000円	300以下	122,000円
	300超 2,000以下	207,000円	300超 1,000以下	153,000円
			1,000超 2,000以下	199,000円
	2,000超 5,000以下	298,000円	2,000超 5,000以下	287,000円
	5,000超 10,000以下	369,000円	5,000超 10,000以下	357,000円
	10,000超 25,000以下	436,000円	10,000超 25,000以下	423,000円
	25,000超	500,000円	25,000超	485,000円
工場等	300超 2,000以下	22,000円	300超 1,000以下	15,000円
			1,000超 2,000以下	22,000円

(4) 軽微変更該当証明書交付手数料

区 分	変 更 前		変 更 後	
	床面積 (㎡)	手数料の額 (1件につき)	床面積 (㎡)	手数料の額 (1件につき)
工場等以外 (簡易な計 算方法によ る審査)	300超 2,000以下	40,000円	300超 1,000以下	30,000円
			1,000超 2,000以下	40,000円
工場等以外 (簡易な計 算方法によ らない審 査)	300以下	64,000円	300以下	60,000円
	300超 2,000以下	103,000円	300超 1,000以下	77,000円
			1,000超 2,000以下	99,000円
	2,000超 5,000以下	149,000円	2,000超 5,000以下	143,000円
	5,000超 10,000以下	184,000円	5,000超 10,000以下	178,000円
	10,000超 25,000以下	218,000円	10,000超 25,000以下	211,000円
	25,000超	250,000円	25,000超	242,000円
工場等	300超 2,000以下	11,000円	300超 1,000以下	7,000円
			1,000超 2,000以下	11,000円

- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

(令和3年4月1日から施行)

議第48号 岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例について

[担当課：都市公園課]

養老公園内にある養老の滝入口駐車場を県に移管することに伴い、当該駐車場の管理の基準（休業日）を定める。

(令和3年4月1日から施行)

議第49号 岐阜県庁舎行政棟建築工事の請負契約の変更について

[担当課：県庁舎建設課]

地下水の排水設備の追加設置等に伴い、契約金額を増額する。

契約金額	変更前	27,335,000,000円
	変更後	27,571,690,300円 (+236,690,300円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 前田・大日本・TSUCHIYA・岐建特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 岐阜市藪田南地内
- 3 工事の概要 鉄骨造21階建
延べ面積68,303.40平方メートル
- 4 契約年月日 令和元年7月1日

議第50号 岐阜県庁舎行政棟電気設備工事の請負契約の変更について

[担当課：県庁舎建設課]

工期の延長に伴い、契約金額を増額する。

契約金額	変更前	6,388,800,000円
	変更後	6,404,079,000円 (+15,279,000円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 東光・川北・ホクエー・杉浦特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 岐阜市藪田南地内
- 3 工事の概要 電気設備工事 一式
- 4 契約年月日 令和元年7月1日

議第51号 岐阜県庁舎行政棟空調設備工事の請負契約の変更について

[担当課：県庁舎建設課]

工期の延長に伴い、契約金額を増額する。

契約金額 変更前 4,616,700,000円
変更後 4,628,910,000円 (+12,210,000円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 三建・須賀・朝日・二葉特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 岐阜市藪田南地内
- 3 工事の概要 空気調和設備工事 一式
- 4 契約年月日 令和元年7月1日

議第52号 岐阜県庁舎行政棟衛生設備工事の請負契約の変更について

[担当課：県庁舎建設課]

工期の延長に伴い、契約金額を増額する。

契約金額 変更前 1,600,500,000円
変更後 1,606,282,700円 (+5,782,700円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 川崎・戸島・岡田特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 岐阜市藪田南地内
- 3 工事の概要 給排水衛生設備工事 一式
- 4 契約年月日 令和元年10月15日

議第53号 岐阜県庁舎議会棟建築工事の請負契約の変更について

[担当課：県庁舎建設課]

労務費及び物価の上昇等に伴い、契約金額を増額する。

契約金額 変更前 5,841,000,000円
変更後 5,992,585,500円 (+151,585,500円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 大日本・TSUCHIYA・岐建・青協特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 岐阜市藪田南地内
- 3 工事の概要 鉄骨造6階建
延べ面積13,937.24平方メートル
- 4 契約年月日 令和2年3月23日

議第54号 岐阜県庁舎議会棟電気設備工事の請負契約の変更について

[担当課：県庁舎建設課]

工期の延長等に伴い、契約金額を増額する。

契約金額 変更前 1,067,521,400円
変更後 1,077,982,400円 (+10,461,000円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 内藤・高橋・川田特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 岐阜市藪田南地内
- 3 工事の概要 電気設備工事 一式
- 4 契約年月日 令和2年3月23日

議第55号 岐阜県庁舎議会棟機械設備工事の請負契約の変更について

[担当課：県庁舎建設課]

労務費及び物価の上昇等に伴い、契約金額を増額する。

契約金額 変更前 894,300,000円
変更後 911,742,700円 (+17,442,700円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 松村・日野吉特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 岐阜市藪田南地内
- 3 工事の概要 空気調和設備工事 一式
給排水衛生設備工事 一式
- 4 契約年月日 令和2年3月23日

議第56号 めいほうトンネル第2期工事の請負契約の変更について

[担当課：道路建設課]

トンネルを支える鋼材の設置間隔の変更等に伴い、契約金額を減額する。

契約金額 変更前 2,080,080,000円
変更後 2,036,473,920円 (△43,606,080円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 市川・岐建・丸高特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 主要地方道金山明宝線
郡上市明宝小川及び明宝畑佐地内
- 3 工事の概要 トンネル工
延長803.00メートル
幅員7.00メートル
内空断面積43.80平方メートル
- 4 契約年月日 平成30年10月12日

議第57号 ^{うちがたに}内ヶ谷ダム取水放流設備工事の請負契約について

[担当課：河川課]

- 1 契約の目的 内ヶ谷ダム取水放流設備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 814,000,000円
- 4 契約の相手方 西田・丸徳特定建設工事共同企業体
構成員
熊本県宇土市松山町4541番地
西田鉄工株式会社
岐阜市加納安良町53番地
株式会社丸徳鉄工
- 5 工事の場所 郡上市大和町内ヶ谷地内
- 6 工事の概要 取水設備工事 一式
放流設備工事 一式
閉塞ゲート設備工事 一式

議第58号 本巢松陽高等学校新特別棟建築工事の請負契約について

[担当課：公共建築課]

- 1 契約の目的 本巢松陽高等学校新特別棟建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 763,400,000円
- 4 契約の相手方 西濃・上村特定建設工事共同企業体
構成員
揖斐郡揖斐川町上ミ野128番地
西濃建設株式会社
本巢市三橋1101番地
上村建設株式会社
- 5 工事の場所 本巢市仏生寺地内
- 6 工事の概要 新特別棟
鉄筋コンクリート造3階建
延べ面積3,001.40平方メートル
渡り廊下
鉄骨造2階建
延べ面積144.42平方メートル

議第59号 包括外部監査契約の締結について

[担当課：行政管理課]

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約金額 10,450,000円を上限とする額
- 3 費用の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払（ただし、必要に応じて前金払をする。）
- 5 契約の相手方 弁護士
堀 雅博（ほり まさひろ）
岐阜市則武西1丁目16番10-401号
- 6 契約の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議第60号 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の第3期中期計画の変更に関する認可について

[担当課：医療整備課]

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の第3期中期計画（※）の変更を認可する。

※ 県が指示した第3期中期目標を達成するために地方独立行政法人岐阜県立多治見病院が定める計画

【変更の内容】

中期目標の期間（令和2年度から令和6年度まで）を超える債務負担として、立体駐車場管理事業（令和3年度から令和18年度まで）を追加

議第61号 岐阜県環境基本計画の策定について

[担当課：環境企画課]

- | | | |
|---|--------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 基本理念 | 自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現 |
| 2 | 取組方針 | (1) 環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり（地域循環共生圏の創造）
(2) 「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持ち、未来につなぐ人づくり |
| 3 | 主な目標指標 | 温室効果ガス排出量 1,474万トン（令和7年度）ほか4項目 |
| 4 | 計画期間 | 令和3年度から令和7年度まで |

議第62号 岐阜県保健医療計画の変更について

[担当課：医療整備課]

次の指標に係る目標数値を変更する。

指 標 名		変 更 前 (平成32年度)	変 更 後 (令和5年度)
精神病床における 早期退院率	入院後3か月時点	69%以上	69%以上
	入院後6か月時点	84%以上	86%以上
	入院後1年時点	91%以上	92%以上
訪問診療を実施し ている医療機関数	岐 阜 圏 域	247箇所以上	266箇所以上
	西 濃 圏 域	82箇所以上	91箇所以上
	中 濃 圏 域	90箇所以上	95箇所以上
	東 濃 圏 域	75箇所以上	80箇所以上
	飛 驒 圏 域	53箇所以上	52箇所以上

議第63号 ぎふ農業・農村基本計画の策定について

[担当課：農政課]

- 1 基本理念 「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり ～安全・安心で魅力あふれる「食」と「ふるさと」を目指して～
- 2 基本方針
 - (1) ぎふ農業・農村を支える人材育成
 - (2) 安心で身近な「ぎふの食」づくり
 - (3) ぎふ農畜水産物のブランド展開
 - (4) 地域資源を活かした農村づくり
- 3 主な目標指標 担い手育成数 2, 200人・経営体（令和3年度から令和7年度までの合計）ほか4項目
- 4 計画期間 令和3年度から令和7年度まで

(専決処分の承認を求めるもの)

議第64号 令和2年度岐阜県一般会計補正予算の専決処分の承認について

(令和3年1月15日専決)

[担当課：財政課]

(単位 千円)

歳入歳出補正予算

○歳入 9,128,240

国庫支出金 7,302,592

繰入金 1,369,236

諸収入 456,412

○歳出 9,128,240

(企画経済委員会関係)

商工労働部 9,128,240

○岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

県の要請に応じ、営業時間の短縮等に協力する事業者への協力金について、対象及び金額を拡大して支給

(専決処分の報告をするもの)

1 県営住宅の明渡し等の請求に関する訴えの提起 (報第1号)

[担当課：住宅課]

被告となるべき者 2人

2 損害賠償の額の確定

- ・交通事故に係るもの 5件
- ・道路事故に係るもの 6件
- ・その他事故に係るもの 2件

[交通事故に係るもの]

報第2号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和2年1月16日 山縣市伊佐美地内 停止中の車両への衝突 4,910,807円	[担当課：警察本部監察課]
報第3号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和2年9月10日 大垣市中野町地内 路外から進入する際の車両への衝突 85,879円	[担当課：警察本部監察課]
報第4号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和2年10月24日 羽島郡笠松町円城寺地内 交差点における車両との衝突 90,485円	[担当課：警察本部監察課]
報第5号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和2年11月10日 羽島市正木町地内 転回した際の車両への衝突 66,659円	[担当課：警察本部監察課]
報第6号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和2年12月11日 各務原市那加門前町地内 建物への衝突 960,000円	[担当課：警察本部監察課]

[道路事故に係るもの]

報第7号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和2年6月19日 可児市久々利地内 道路上の穴にタイヤがはまったことによる車両の破損 10,800円	[担当課：道路維持課]
報第8号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和2年8月30日 恵那市長島町久須見地内 山腹からの倒木による車両の破損 675,092円	[担当課：道路維持課]
報第9号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和2年1月29日 関市洞戸阿部地内 山腹からの落石による車両の破損 46,732円	[担当課：道路維持課]

報第10号	発生年月日及び場所 事 故 の 概 要 賠 償 額	令和2年7月5日 関市板取地内 道路上の穴にタイヤがはまったことによる車両の破損 9, 150円	[担当課：道路維持課]
報第11号	発生年月日及び場所 事 故 の 概 要 賠 償 額	令和2年3月29日 郡上市高鷲町大鷲地内 舗装の破片が跳ね上がったことによる車両の破損 356, 156円	[担当課：道路維持課]
報第12号	発生年月日及び場所 事 故 の 概 要 賠 償 額	令和2年6月14日 岐阜市長良古津地内 トンネル坑口付近から落下したモルタル片による車両の破損 6, 292円	[担当課：道路維持課]
[その他事故に係るもの]			
報第13号	発生年月日及び場所 事 故 の 概 要 賠 償 額	令和2年12月17日 岐阜市六条東地内 道路標識からの落雪による車両の破損 147, 488円	[担当課：警察本部監察課]
報第14号	発生年月日及び場所 事 故 の 概 要 賠 償 額	令和2年9月28日 可児市土田地内 地下水の検体を採水する際の受水槽用ボールタップの破損 16, 500円	[担当課：環境管理課]

(その他法令に基づき報告をするもの)

報第15号 令和2年度指定金融機関の状況について

[担当課：出納管理課]

岐阜県指定金融機関の指定に関する条例第3条の規定により、地方自治法施行令第168条の4第1項に基づいて実施する指定金融機関の取り扱う公金の収納状況等の検査結果について報告するもの

- 1 指定金融機関の名称 株式会社大垣共立銀行
- 2 検査結果 指摘事項なし